

第9回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(平成29年12月26日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- |    |       |                              |
|----|-------|------------------------------|
| 第1 |       | 議事録署名委員の指名について               |
| 第2 |       | 諸般の報告(推薦委員、事務局)              |
| 第3 | 報告第1号 | 平成30年度美深町農業振興施策に関する意見の提出について |
| 第4 | 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について       |
| 第5 | 議案第1号 | 農用地利用集積計画の決定について             |
| 第6 | 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について         |
| 第7 | その他   |                              |

◎出席委員 (10名)

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 樋口 國先  |
| 2番  | 瓜田 晃   |
| 3番  | 荒谷 和江  |
| 4番  | 山下 博史  |
| 5番  | 長谷川 和夫 |
| 6番  | 菅野 能弘  |
| 7番  | 神野 充布  |
| 8番  | 杉田 文枝  |
| 9番  | 藤本 博   |
| 10番 | 外崎 敬雄  |

◎農業委員会事務局

- |       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 草野孝治  |
| 事務局次長 | 渡辺美由紀 |
| 係長    | 村田絵美  |

## ◎開会宣言

外崎会長            ただいまの出席委員は10名出席です。全員出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第9回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

## ◎日程第1 議事録署名委員の指名について

外崎会長            <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に9番藤本代理、1番樋口委員にご指名いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長            ご異議がないようでありますので藤本代理、樋口委員を議事録署名委員に決定いたしました。

## ◎日程第2 諸般の報告について

外崎会長            <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長            それでは私の方からひとつ報告いたします。みなさんのお手元に共済の今年の支払い額の資料が配られているかと思えます。上川北の分は、町村単位でつけております。今年の被害は、金額、被害率にしてもごく僅かでございます。その中で、麦だけは、上川北で総額3億8534万8千円と被害がでております。これは昨年、根雪が早く、雪腐れによるものです。資料に載っている分については、概算払いになり、今月27日、明日支払いになります。ビート、カボチャ、その他資料に載っていないものにつきましては、集計がまだされておられませんので、その都度集計がされましたらみなさんにご報告いたしたいと思えます。以上です。

外崎会長            なにかお聞きしたいことはありませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長            ないようですので、次に事務局より報告いたします。

村田係長            はい、係長。

外崎会長            はい、係長。

村田係長            2ページをお開きください。それでは私の方から第8回総会以降の経過を報告いたします。12月1日農業実習生離町、〇〇〇さんが実習を終えまして美深町を離町されました。実習期間は6月8日から11月30日、実習先は〇〇〇〇〇〇〇〇です。4日第3回〇〇新規就農支援部会が〇〇公民館で開催され、荒谷委員、長谷川委員、渡辺次長、私が出席をしております。新規就農予定者の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの就農に向けた会議となります。5日道北農

業担い手育成対策協議会中間総会が、名寄産業高等学校名農キャンパスで開催され、草野局長が出席をしております。6日もち米生産組合収穫感謝祭がびふか温泉で開催され、外崎会長と草野局長が出席をしております。7日農業振興施策に関する意見書の提出を役場町長応接室で、町長へ提出しております。外崎会長、藤本代理、荒谷委員、草野局長、渡辺次長、私が出席をしております。7日、14日、21日、農業簿記勉強会が役場小会議室で開催され、荒谷委員を講師に開催しております。参加者は、7日2人、14日2人、21日2人です。12日第4回定例会開会、一般質問、議案説明が役場議場で行われ、外崎会長と草野局長が出席をしております。14日市町村農業者年金協議会代議員等研修会が士別市で開催され、外崎会長、樋口委員、瓜田委員、山下委員、菅野委員、渡辺次長が出席をしております。15日第4回定例会開会、議案審議が役場議場で行われ、外崎会長と草野局長が出席をしております。22日地域担い手育成総合支援協議会幹事会が農業振興センターで開催され、事務局が出席しております。労働力確保対策についてと、例年行っております研修会について、話し合いを行っております。同日新規就農者等指導委員会、こちらも農業振興センターで開催され、事務局が出席しております。新規就農者の経営状況と新規就農予定者の〇〇さんと〇〇さんの研修の報告がありました。3ページをお開きください。同日農業経営改善指導委員会が農業振興センターで開催され、事務局が出席しております。新規認定1件と再認定1件の認定をしました。24日〇〇〇〇氏、旭日双光章受章祝賀会が文化会館COM100で開催され、外崎会長、草野局長、渡辺次長が出席をしております。26日、本日ですが、農業委員会だより「おおぞら18号」の発行、第9回農業委員会総会となっております。

続きまして、第9回総会以降の予定です。1月5日平成30年新年交礼会が11時より文化会館COM100で開催されます。外崎会長、樋口委員、瓜田委員、荒谷委員、長谷川委員、杉田委員、草野局長、渡辺次長が出席の予定です。11日、18日、25日農業簿記勉強会、1月より荒谷委員の自宅に場所を変更しまして開催します。引き続き荒谷委員に講師をお願いしております。19日平成30年度予算副町長査定が役場中会議室で行われ、事務局が対応します。20日札幌美深会新年の集いが札幌市で開催され、外崎会長と草野局長が出席します。26日平成30年度予算町長査定が役場中会議室で行われ、事務局が対応します。第10回農業委員会総会ですが、1月25日に開催したいと思えます。場所は大会議室になります。報告以上です。

外崎会長

ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。ごぞいませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

なければ局長お願いします。

草野局長

2点ほど報告させていただきます。12月5日道北担い手農業育成対策協議会中間総会ということで、名農キャンパスに行ってきた。現在名寄産業高校の名農キャンパスには48名在籍しており、うち美深町から3名が通っています。3年生が2名、2年生1名が〇〇の〇〇〇さんの息子と伺っております。この日は、自営農業に就く方の激励会、〇〇の〇〇さんが酪農に就くということと、酪農学園大学3名、農業大学校1名、就職等10名、専門学校等ということで報告がございました。また、台湾との生徒の派遣交流を行っているということで12月6日から10日まで、1・2年生12名を台湾へ派遣、2年生の〇〇さんの息子も参加されます。中間総会は以上です。続いて、12日から15日の定例会の関係で、一般質問が、今回、南議員から農業委員会の会長へございました。質問の趣旨は、近年農家の高齢化と担い手不足により農地の全町調整が地域によっては増えつつあるが、営農集団の統合等あり方を含めた今後の農地等利用改善事業の課題対応の考え方は、ということで、会長に質問がございました。ご承知のとおり基盤強化法の改善事業の関係につき

ましては、本町役場の事務処理となっております。平成 28 年度に全町調整 2 件、27 年度、25 年度、24 年度、20 年度 1 件ということで、20 年度以降 6 件ありまして、1 件が成立せず、不調となっております。営農集団単位で改善組合の組織となっており、調べたところ 10 名未満の営農集団が 3 つあり、今後、全町調整の案件が増えてくると、集団内で調整が難しくなってくるだろうという現況になってございます。そういった中で、28 年度 2 件の全町調整があったことで、南議員からご質問があり、会長から調整不調など特殊案件の課題があるということで、今後、全町調整会議に対象地区の農業委員が出席することと、農業委員がいない地区は会長代理や会長が対応していくという答弁になってございますので、今後、案件がありましたら農業委員として、全町調整の中に入れていけたらという答弁になってございます。また、この件につきましては、この春の農用地利用改善協議会の総会の中でも周知していくところですが、更に周知を図ってほしいということでございます。営農集団の組織につきましては、ご承知のとおり町の組織ではなく農協の組織ですので、統廃合等については、JA の指導の元、集団でやりとしていただくものと答弁してございますし、農業委員会としては、担い手への農地集積を積極的に推進していく立場から、認定農業者が 10 戸未満の地区については、今後、統合の検討は必要ではないかという答弁となっておりますので、みなさまにおかれましては、ご承知おきいただければと思います。農業関係の議案では、補正予算ということで多面的機能の支払い交付金につきましては、農地の地目、面積の変更、田が畑になったり、畑が草地になったりという金額の変更と、〇〇地区を中心に行っている畑作園芸ヘルパーの労働力確保対策事業で、雇人数が増えるということで追加の補正をしております。また、旧青年就農給付金、現在の農業人材投資事業補助金は、新規就農後 5 年間、経営資金 150 万円交付されます。奥さんは半額となりますが、前年所得 350 万円を現在の制度では超えた場合 150 万円もらえません。前年所得 100 万円以上 350 万円未満の方は、削減される変動制という形で 3/5 の計算式になってございます。実際所得の超えた方、変動制対象になった方の減額と、11 月に大手に就農されました〇〇さんが、新たに対象になったということで追加となっております。農業振興センターの土壌診断、500 点の予算でしたが、100 点ほど増える見込みで、負担金を若干追加している補正予算となっております。以上です。

外崎会長 ただいまの報告について、ご質疑等がありましたら承ります。ごさいませんか。

外崎会長 (「なし」という者あり)

外崎会長 なければ次に進みます。

### ◎日程第 3 報告第 1 号

外崎会長 < 日程第 3 > 報告第 1 号平成 30 年度美深町農業振興施策に対する意見の提出についての報告を求めます。事務局より説明願います。

村田係長 はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 4 ページをお開きください。報告第 1 号平成 30 年度美深町農業振興施策に関する意見の提出について、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、美深町に対し平成 30 年度農業振興施策に関する意見を下記の通り提出しましたので報告します。1 意見書、別紙 5 ページから 8 ページのとおり

です。意見書は、1 安定した農業経営の確立について、2 担い手の育成・確保と支援対策について、3 鳥獣被害防止対策についての3項目と、国及び道に対する要望・要請についてを提出しております。2 提出月日、平成 29 年 12 月 7 日、3 提出者名、外崎会長、藤本代理、荒谷農政小委員会委員長です。説明以上です。

外崎会長

報告第 1 号について、ご質疑、ご意見をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、報告第 1 号平成 30 年度美深町農業振興施策に関する意見の提出については、報告済みといたします。

#### ◎日程第 4 報告第 2 号

外崎会長

<日程第 4>報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についての報告を求めます。事務局より説明願います。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

9 ページをお開きください。報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が、次のとおりありましたので報告します。

整理番号 4 番、貸主、字〇〇△△〇〇 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△〇△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡、普通畑として利用、契約期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの賃貸借、合意による解約年月日及び土地の引渡期日は平成 29 年 10 月 31 日です。

整理番号 5 番、貸主、字〇〇△△〇〇、〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△〇〇、〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△〇△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、普通畑として利用、契約期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの賃貸借、合意による解約年月日及び土地の引渡期日は平成 29 年 10 月 31 日です。

整理番号 6 番、貸主、字〇〇△△△〇〇、〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△〇〇、〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△〇△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡、普通畑として利用、契約期間は平成 25 年 5 月 1 日から平成 35 年 4 月 30 日までの賃貸借、合意による解約年月日及び土地の引渡期日は平成 29 年 11 月 30 日です。

整理番号 7 番、貸主、〇〇〇市〇〇〇〇△〇〇△〇〇△、〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△〇〇△、〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇△△△〇△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡、普通畑として利用、契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの賃貸借、合意による解約年月日及び土地の引渡期日は平成 29 年 11 月 30 日です。

整理番号 8 番、貸主、〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△〇△△〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△〇〇、〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇△〇△、地目、公簿山林、現況畑、面積△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡、普通畑として利用、契約期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5

月 31 日までの賃貸借、合意による解約年月日及び土地の引渡期日は平成 29 年 11 月 30 日です。

次に 11 ページをお開きください。整理番号 9 番、貸主、○△○○△○○△△○○△△、○○○○さん、借主、字○○△△△○○△、○○○○さん、土地の表示、美深町字○△△△○、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡、普通畑として利用、契約期間は平成 29 年 4 月 26 日から平成 34 年 4 月 25 日までの賃貸借、合意による解約年月日及び土地の引渡期日は平成 29 年 11 月 30 日です。整理番号 10 番、貸主、字○△○○△○○△△○、○○○○さん、借主、字○△△△○○△、○○○○さん、土地の表示、美深町字○○△△△○、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡、普通畑として利用、契約期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日までの賃貸借、合意による解約年月日及び土地の引渡期日は平成 29 年 11 月 30 日です。説明以上です。

外崎会長

報告第 2 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告済みといたします。

## ◎日程第 5 議案第 1 号

外崎会長

< 日程第 5 > 議案第 1 号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

12 ページをお開きください。議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美深町長より決定を求められた平成 29 年度第 7 号農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 21 番、譲渡人、字○○△△△○○△、○○○○○さん、譲受人、字○○△△△○○△、○○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△○△、地目、公簿田、現況畑、面積△△、△△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は平成 29 年 12 月 27 日、対価の支払期限は平成 30 年 1 月 31 日、土地の引渡時期は対価の支払日、価格総額△、△△△、△△△円、反当り畑△△、△△△円。賃貸から売買の案件です。説明以上です。

外崎会長

議案第 1 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、

原案のとおり可決されました。

## ◎日程第6 議案第2号

- 外崎会長 <日程第6>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明をいたします。
- 村田係長 はい、係長。
- 外崎会長 はい、係長。
- 村田係長 13ページをお開きください。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。  
整理番号7番、貸主、字〇〇△△△〇〇△、〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△〇〇△、〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△〇△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、土地の表示ですが、13ページから15ページにかけて記載があります。合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡の内△△△、△△△㎡の使用貸借、期間は平成30年1月1日から平成39年12月31日、権利設定の理由、貸主は後継者へ経営を移譲する、借主は農業経営を引き続き行います。  
整理番号8番、譲渡人、〇〇市〇〇〇△〇〇△△△〇〇△、破産者、〇〇〇〇さん、破産管財人、弁護士〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△〇〇、〇〇〇〇さん、土地の表示美深町字〇〇△△△〇△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の売買、土地の引渡しは農地法第3条の許可日、売買価格は、反当り畑△△、△△△円、総額△、△△△、△△△円。権利移譲の理由は、譲渡人は譲受人に売却し、対価を破産財団に組入れする。譲受人は農地を譲り受け規模拡大を図るです。  
説明以上です。
- 外崎会長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について議題に供します。ご質疑、ご意見を賜ります。ありませんか。
- 外崎会長 7番神野委員。
- 7番神野委員 7番神野です。8番の案件ですが、譲渡人の〇〇さんの場合、営農集団を通してありますか。このパターン初めてなので。
- 外崎会長 破産宣告を受けているから営農集団は関係ない。破産管財人が引き受けて処分する。
- 7番神野委員 わかりました。
- 外崎会長 この案件は、裁判所が破産宣告して、弁護士が破産管財人として進めている。他に何かありませんか。
- 7番神野委員 譲受人は、どう決めているのか。
- 外崎会長 これは、破産管財人が自分で探して、売り渡す。だから農地法3条です。

7番 神野委員	わかりました。
外崎会長	他にありませんか。  (「なし」という者あり)
外崎会長	ご質疑がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  (全員の挙手あり)
外崎会長	全員賛成です。よって、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第7 その他

外崎会長	<日程第7>その他、委員のみなさまから何かありませんか。  (「なし」という者あり)
外崎会長	なければ事務局から何かありませんか。
渡辺次長	はい、次長。
外崎会長	はい、次長。
渡辺次長	本日、おおぞらが発行になっております。おおぞらの配布方法ですが、お手元に各営農集団長宛ての封筒を用意しております。この中に、営農集団長宛ての文章が入っておりますので、営農集団長へ農業委員のみなさまから届けていただいて、農業委員会だよりが発行になったことと、営農集団内に配布のお願いをしていただきたいと思います。それぞれの集団の中で配布方法が異なっているかと思いますが、各集団内に配布されますようお願いいたします。今日は、天気が悪いので、天気の良い日にかまいませんのでよろしく願いいたします。以上です。
外崎会長	他にございませんか。  (「なし」という者あり)

### ◎閉会宣言

外崎会長	以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたします。第9回総会を終了いたします。
------	--

※終了 午後2時10分